

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【公表番号】特表2016-510691(P2016-510691A)

【公表日】平成28年4月11日(2016.4.11)

【年通号数】公開・登録公報2016-022

【出願番号】特願2015-561697(P2015-561697)

【国際特許分類】

B 09 B 5/00 (2006.01)

G 21 K 5/04 (2006.01)

G 21 K 5/10 (2006.01)

G 21 K 5/00 (2006.01)

【F I】

B 09 B 5/00 Z A B Z

G 21 K 5/04 E

G 21 K 5/10

G 21 K 5/00 S

【誤訳訂正書】

【提出日】平成30年4月11日(2018.4.11)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0005

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0005】

一態様において、本発明は、壁、天井および基盤を有する保管庫を含めた、材料(例えばバイオマス)処理施設に関する。保管庫内には、放射線場を介して、材料(例えば、バイオマス材料または炭化水素含有材料)を運搬するよう設計される材料運搬システム(例えば、振動コンベヤ)が含有/配置され得る。任意に、壁の各々は複数の分離型ユニット(以下、離散型ユニットともいう)を包含し、そして任意に、天井も複数の離散型ユニットを包含し得る。いくつかの場合、壁、天井および基盤は、コンクリート、例えば通常のコンクリート、高密度コンクリート、プレテンション方式コンクリート、鉛含有コンクリート、鉄筋含有コンクリートおよびその組合せからなる群から選択されるコンクリートを包含する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

いくつかの場合、保管庫は再構成可能である。任意に壁は、インターロッキングブロック(以下、連動ブロックともいう)を含み、および/または天井は天井パネルを含む。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

いくつかの実行において、壁、天井および基盤は、少なくとも約 1 2 1 . 9 2 センチメートル（約 4 フィート厚（例えば、少なくとも約 1 5 2 . 4 0 センチメートル（5 フィート）厚、少なくとも約 1 8 2 . 8 8 センチメートル（6 フィート）厚、約 1 5 2 . 4 0 ~ 3 0 4 . 8 0 センチメートル（5 ~ 10 フィート）厚））である。任意に、当該施設は、コンクリート板を含めた基盤を包含する。任意に、いくつかの板状物が施設において利用される。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

処理施設であって、以下の：

壁、天井および基盤を有する保管庫；ならびに

保管庫内に、電子ビーム下でバイオマスを運搬するよう設計される材料運搬システムを包含し、

前記保管庫が複数の分離型ユニットを包含し、かつ再構成可能であって、

前記電子ビームは、前記バイオマスの分子構造を変化させる

施設。

【請求項 2】

前記壁の各々が複数の分離型ユニットを包含する請求項 1 記載の施設。

【請求項 3】

前記天井が複数の分離型ユニットを包含する請求項 1 または 2 記載の施設。

【請求項 4】

保管庫の天井に支持され、運搬システムにより運搬されるバイオマスを照射するよう配置される電子照射装置をさらに包含する前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 5】

前記照射装置が少なくとも 5 トンの重量である請求項 4 記載の施設。

【請求項 6】

前記照射装置が少なくとも 10 トンの重量である請求項 4 記載の施設。

【請求項 7】

前記照射装置が5 ~ 20 トンの重量である請求項 4 記載の施設。

【請求項 8】

前記基盤がコンクリート床板である前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 9】

前記壁がインターロッキングブロックを含む前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 10】

前記壁が I - ビームのネットワークを支持し、I - ビームのネットワークが天井パネルを支持する前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 11】

前記壁、天井および基盤が少なくとも1 2 1 . 9 2 センチメートル厚である前記請求項のいずれかに記載の施設。

【請求項 12】

前記壁、天井および基盤が少なくとも1 5 2 . 4 0 センチメートル厚である前記請求項のいずれかに記載の施設。

【請求項 13】

前記壁、天井および基盤が1 5 2 . 4 0 ~ 3 0 4 . 8 0 センチメートル厚である前記請求項のいずれかに記載の施設。

【請求項 14】

前記壁、天井および基盤がコンクリートを含み、前記コンクリートが、通常のコンクリート、高密度コンクリート、プレテンション方式コンクリート、鉛含有コンクリート、鉄筋含有コンクリートおよびその組合せからなる群から選択される前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 15】

前記保管庫が実質的に放射線不透過性のドアをさらに含む前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 16】

前記ドアが、鉛を含む前面および後面層と接触する鋼鉄内部を含む請求項 15 記載の施設。

【請求項 17】

保管庫中およびコンベヤにバイオマスを連続的に供給するための開口部、ならびにコンベヤから、および保管庫の外にバイオマスを連続除去するための連続ループコンベヤのための開口部をさらに包含する前記請求項のいずれか一項に記載の施設。

【請求項 18】

バイオマス材料の処理方法であって、前記方法は、

基盤、壁および天井を有する保管庫中で、電子ビームをリグノセルロース系バイオマスに照射することを包含し、

前記保管庫が複数の分離型ユニットを包含し、かつ再構成可能であって、

前記電子ビームがバイオマスの分子構造を変化させる  
方法。

【請求項 19】

前記天井が複数の分離型ユニットを含む請求項 18 記載の方法。

【請求項 20】

前記壁が I - ビームのネットワークを支持し、I - ビームの前記ネットワークが天井を支持する請求項 19 記載の方法。

【請求項 21】

前記壁がインターロッキングブロックを含む請求項 18 ~ 20 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 22】

前記壁、天井および基盤がコンクリートを含み、前記コンクリートが、通常のコンクリート、高密度コンクリート、プレテンション方式コンクリート、鉛含有コンクリート、鉄筋含有コンクリートおよびその組合せからなる群から選択される請求項 18 ~ 21 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 23】

前記保管庫が再構成可能である請求項 18 ~ 22 のいずれか一項に記載の方法であって、前記バイオマスを照射後に保管庫を再構成し、そして再構成化保管庫中で第二バイオマスを照射することを包含する方法。

【請求項 24】

前記リグノセルロース系物質が木材または薄板の形態である請求項 18 ~ 23 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 25】

前記リグノセルロース系物質が、木材、パーティクルボード、おがくず、農業廃棄物、汚水、貯蔵牧草、牧草、粉殻、バガス、綿、ジュート、麻、亜麻、竹、サイザル、マニラ麻、麦わら、トウモロコシの穂軸、トウモロコシの葉茎、スイッチグラス、アルファルファ、干し草、ココナツの毛、海藻、藻類、およびこれらの組み合わせからなる群から選択される請求項 18 ~ 23 のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 26】

前記コンベヤが振動コンベヤを包含する請求項 18 ~ 25 のいずれか一項に記載の方法。  
。